

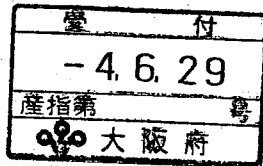
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 29 日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府茨木市上中条1丁目11番23号

氏 名 株式会社 掛谷工務店

代表取締役 掛谷建郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-626-2626

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 掛谷工務店
事業場の所在地	大阪府茨木市上中条1丁目11番23号
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

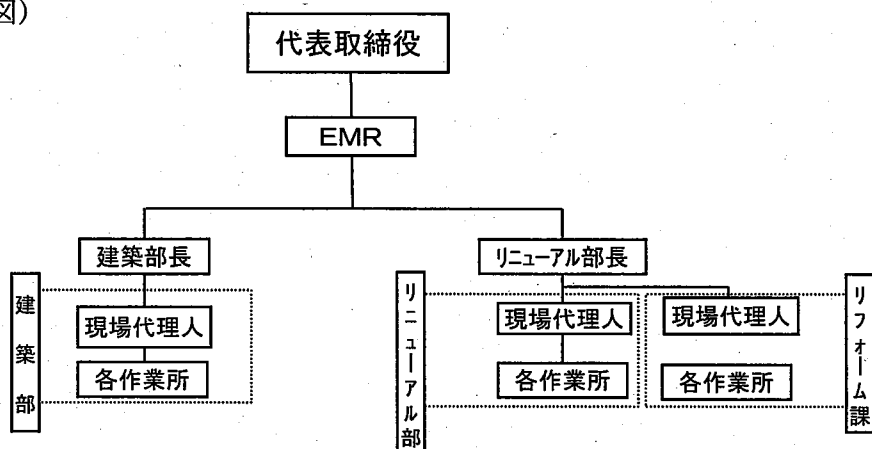
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 6,189,000千円
③従業員数	80名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 建設工事(解体工事) 木くず → 再生処理業者に委託して、チップ材等として再資源化 がれき類 → 再生処理業者に委託して、破碎等により再生碎石として再資源化 建設系混合廃棄物 → 処理業者に委託、選別・埋立処分

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	64 t	3 t
	（これまでに実施した取組） ・材料を工場加工とし現場での廃材発生を抑止、さらに余剰材の引取り等により発生抑制に努める。（木くず） ・実寸発注（木材製品、ガラス） ・梱包材の簡素化（木材製品、廃プラスチック）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	58 t	3 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持 ・分別のさらなる徹底		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・解体時にコンクリート塊・木くず・石膏ボード・廃棄物と仕分け分別している。 鉄筋も分別 ・石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別・保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状維持

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
313 t	12 t	19 t	75 t
【目標】			
木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
282 t	11 t	17 t	68 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
78 t	2424 t	48 t	28 t
【目標】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
70 t	2182 t	43 t	25 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
建設系混合廃棄物(管理型)	建設系混合廃棄物(石綿含有)	照明機器	—
383 t	3 t	2 t	— t
【目標】			
建設系混合廃棄物(管理型)	建設系混合廃棄物(石綿含有)	照明機器	—
345 t	3 t	2 t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	64 t	3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	3 t
	再生利用業者への 処理委託量	64 t	3 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面により契約を実施。また、可能な限り再生利用業者・優良業者の中から選定も行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
— t	— t	— t	— t

【目標】

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有）
313 t	12 t	19 t	75 t
280 t	— t	19 t	62 t
313 t	12 t	11 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

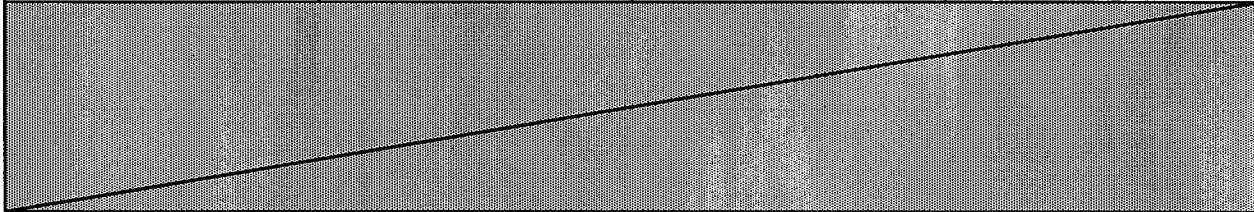
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
－ t	－ t	－ t	－ t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
78 t	2,424 t	48 t	28 t
30 t	15 t	－ t	22 t
71 t	2,424 t	48 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

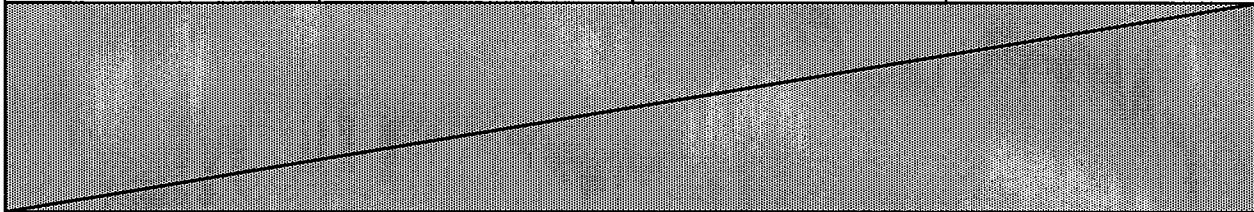
【前年度（令和3年度）実績】

建設系混合廃棄物(管理型)	建設系混合廃棄物(石綿含有)	照明機器	—
— t	— t	— t	— t



【目標】

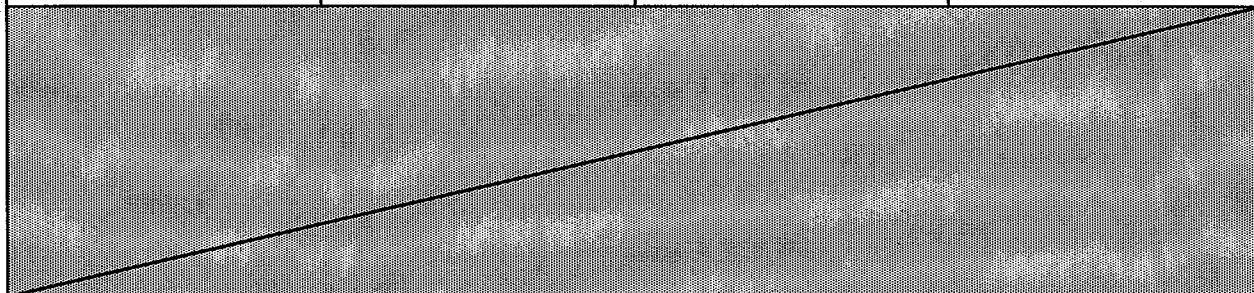
建設系混合廃棄物(管理型)	建設系混合廃棄物(石綿含有)	照明機器	—
— t	— t	— t	— t



産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

建設系混合廃棄物(管理型)	建設系混合廃棄物(石綿含有)	照明機器	—
383 t	3 t	2 t	— t
283 t	3 t	2 t	— t
— t	— t	2 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



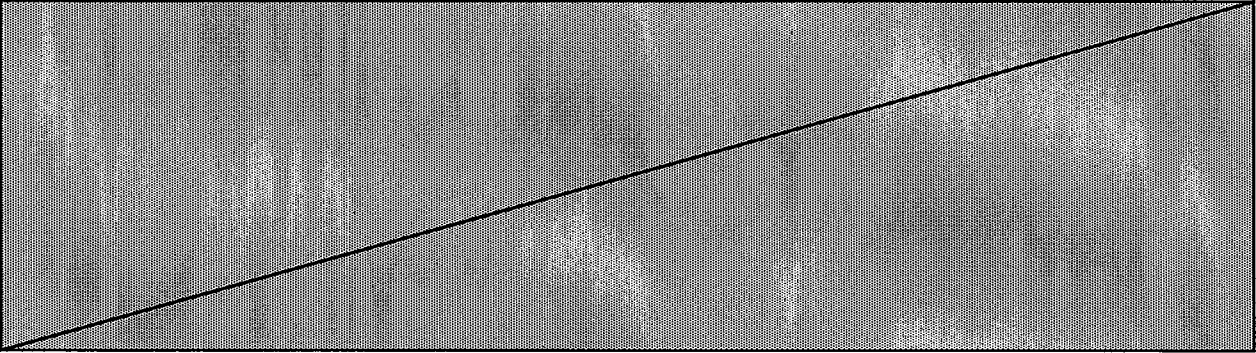
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	58 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	3 t
	再生利用業者への処理委託量	58 t	3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する		
※事務処理欄			

(第5面)

【目標】			
木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)
282 t	11 t	17 t	68 t
226 t	8 t	17 t	54 t
282 t	11 t	10 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第5面)

【目標】			
その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類(石綿含有)
70 t	2,182 t	43 t	25 t
56 t	1,090 t	34 t	20 t
40 t	1,963 t	38 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



【目標】			
建設系混合廃棄物 (管理型)	建設系混合廃棄物 (石綿含有)	照明機器	—
345 t	3 t	2 t	— t
276 t	3 t	2 t	— t
— t	— t	2 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。